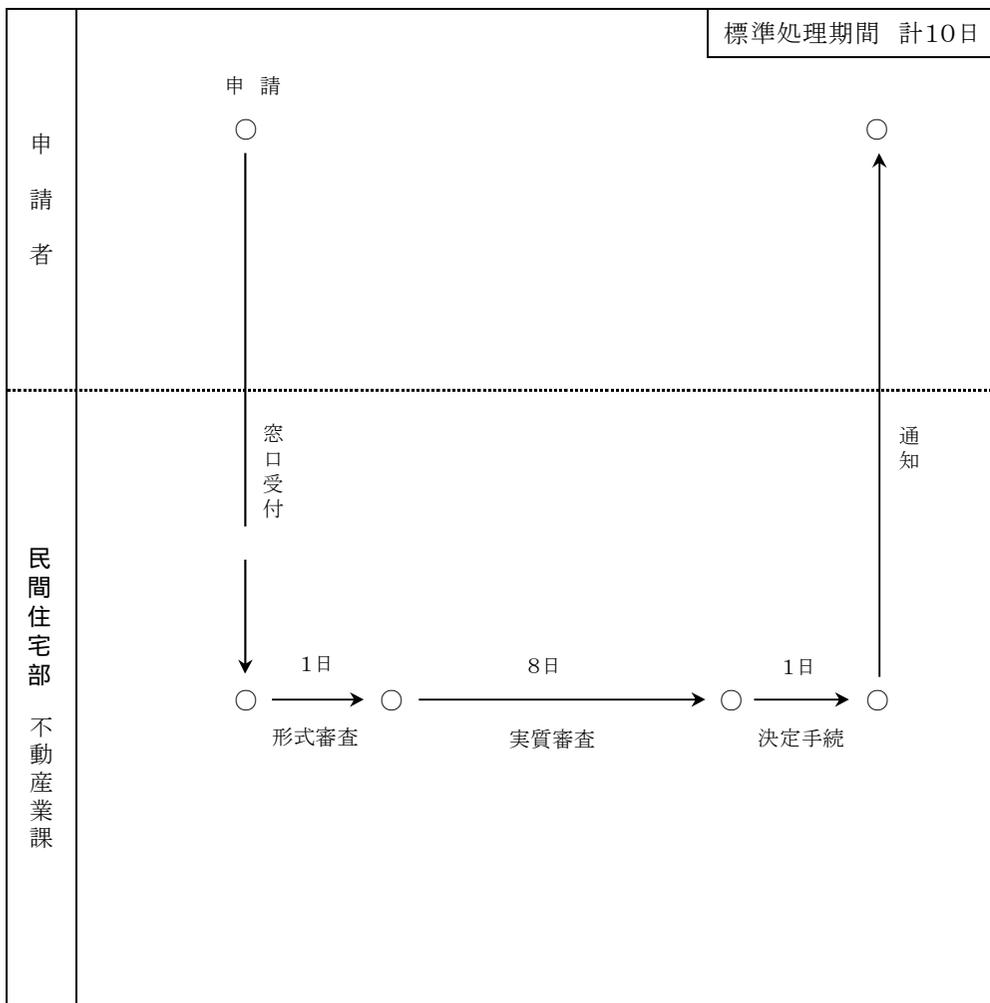


# 事務処理フロー図

作成部署 住宅政策本部民間住宅部不動産課免許担当 電話30-376

事務名 不動産鑑定業者(東京都知事登録)廃業事務

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	不動産の鑑定評価に関する法律(以下「法」といいます)第29条に基づき提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書及び添付書類に重要な事実の記載が欠けていないかどうかを審査します。
3	決定手続、登録	登録の諾否につき、不動産課長が決定します。法第30条の規定に基づき登録を削除します。
4	通知	同法施行規則第35条第2項に基づき申請者に通知します。